

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の執行スケジュール（10月31日提出締切）等が示されたことをお知らせするとともに、積極的な活用をお願いするものです。

事務連絡  
令和4年9月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課  
文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について

令和4年9月9日に開催された第4回物価・賃金・生活総合対策本部において示された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設については、別添資料1の「物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減について」（令和4年9月12日付事務連絡）において、お知らせしたところですが、今般、内閣府より、別添資料2のとおり「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和4年9月20日付事務連絡）において、交付限度額等について、各都道府県を通じて市町村に周知がなされましたのでお知らせいたします。

新たに創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援することを目的とするものであり、物価高騰による学校給食費の保護者負担軽減支援については、重点交付金の推奨事業メニューに位置づけられておりますので、学校給食を実施する学校設置者におかれては、上記令和4年9月12日付事務連絡を踏まえ、引き続き、関係部署等と緊密に連携の上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、内閣府における地方創生臨時交付金の実施計画第3回提出受付は、令和4年10月31日（月）までとされておりますので、活用に際しては、内閣府の事務連絡に御留意の上、御検討いただくよう、重ねてお願いします。

以上のことを、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話：03(5253)4111（内線 2095, 2694）

E-Mail：shoku@mext.go.jp

物価高騰等に対する各自治体における学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況をお知らせするとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積極的な活用をお願いするものです。

事務連絡  
令和4年9月12日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課  
文部科学大臣所轄学校法人担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減について

物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されているところであり、その対応として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による学校給食費の保護者負担の軽減について」（令和4年6月27日付事務連絡）において、学校給食を実施する学校設置者に対して、関係部局等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設される「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用し、学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくよう依頼するとともに、取組状況の把握に御協力をいただいたところです。

この度、各自治体における学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況（令和4年7月29日時点）を取りまとめましたので、別添資料1のとおりお知らせいたします。

令和4年9月9日に開催された第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、「足元の物価高騰に対する追加策等について」が別添資料2のとおり取りまとめられました。これを受け、内閣府から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和4年9月9日付事務連絡）が別添資料3のとおり、各都道府県を通じて市町村に周知されております。

学校給食費の保護者負担軽減支援については、本交付金においても効果的と考えられる推奨事業メニューに位置付けられておりますので、その活用については追って御連絡いたします。

なお、現下の物価高騰の状況では、食品事業者側からは、厳しい環境の中で今後値上げを求めざるを得ないとの声も聞かれるところであり、本臨時交付金が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援することを目的とするものであることに鑑み、現時点において、学校給食費の値上げを行う予定がない自治体等においても、今後、物価高騰に伴う事業者による食材費の値上げ等について本臨時交付金の趣旨を踏まえ、適切に対応いただくよう、重ねてお願いいたします。

その際、学校給食における食材の使用等については、学校給食を実施する学校設置者の判断となりますが、食育の推進、安全・安心の学校給食の推進の観点から、地場産物や国産物等を使用することも積極的に御検討いただくとともに、「学校給食実施基準の一部改正について」（令和3年2月12日付初等中等教育局長通知）を踏まえ、多様な食品（例えば穀類であれば、精白米、食パン、コッペパン、うどん、中華めんなど）を適切に組み合わせ、児童生徒が必要な各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすることにも、御留意ください。

以上のことを、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して周知をお願いします。

**【本件連絡先】**

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話：03(5253)4111（内線 2095, 2694）

E-Mail：shoku@mext.go.jp

令和 4 年 9 月 9 日  
文 部 科 学 省物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減に向けた  
取組状況について

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設された「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」等を活用した、令和 4 年 7 月 29 日時点における各自治体の学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況を取りまとめました。

## 1 概要

- (1) 基準日：令和 4 年 7 月 29 日時点  
 (2) 対 象：学校給食を実施する都道府県教育委員会、市（指定都市を含む）区町村教育委員会  
 (3) 回答数：1, 793 自治体（事務組合を含む）

## 2 結果

## (1) 学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況

実施又は実施を予定している自治体は、1, 491 自治体（83.2%）であり、実施を予定していない自治体のうち給食費の値上げを行う予定がない自治体との合計は、1, 775 自治体（99.0%）。

実施・予定状況	回答数（割合）	うち臨時交付金の活用（割合）
実施している	679（37.9%）	372（54.8%） <sup>※1</sup>
実施を予定している	812（45.3%）	781（96.2%） <sup>※2</sup>
計	1,491（83.2%）	1,153（77.3%）
実施を予定していない	302（16.8%）	—

※1 既存の地方創生臨時交付金を活用し、実施している自治体数。

※2 地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用予定の自治体数。

【参考】自己財源等で実施している 307 自治体のうち、32 自治体が、今後、地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用を予定。

## (2) 「実施を予定していない」と回答した自治体の理由

- ・ 現時点では、学校給食費の値上げを行う予定がない。（284 自治体）
- ・ 現時点では学校給食費の値上げを行っていないが、今後値上げを予定しており、保護者負担の軽減については、今後対応を検討する。（3 自治体）
- ・ 学校給食費の値上げを行ったが、子育て世帯への給付金の支給事業を行う予定であり、重複する取組となるため。（1 自治体）
- ・ 軽微な学校給食費の値上げのため。等（14 自治体）

- 世界的な物価高騰の中で国民生活や事業活動を守るため、4月に策定した「総合緊急対策」を迅速かつ着実に実施するとともに、物価上昇の大半を食料品とエネルギーが占めている足元の物価動向を踏まえ、これらに集中した対策を切れ目なく講じていく。
- 8月15日の総理指示を受け、今回、食料品（輸入小麦の政府売渡価格の据置き、飼料価格の高騰対策、食品ロス削減対策等）、エネルギー（ガソリン等燃料油価格の負担軽減等）、地域の実情に応じた生活者・事業者支援（地方創生臨時交付金）、低所得世帯に対する支援（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）を中心に追加策を取りまとめ。
- 新たな財源措置を伴う追加策については、新型コロナ対策などとあわせて3兆円半ばのコロナ・物価予備費を措置し、迅速に実施。

## 1. 食料品

### （1）輸入小麦の価格抑制

- 次期（10-3月期）の輸入小麦の政府売渡価格は、10月に通常どおりの改定を行った場合は約2割の上昇となる中で、**緊急措置（※）として価格を実質的に据え置き**。（※）通常6か月の価格算定期間を1年間に延長して平準化することとし、その間、次期（10-3月期）の政府売渡価格は直近（4-10月期）の価格を適用。

### （2）飼料の価格高騰対策

- 総合緊急対策等により異常補填基金を665億円積み増し、配合飼料価格の上昇に対する補填金を畜産経営者に支援。この対策に加え、**予備費を措置して、コスト削減等に取り組む生産者の飼料コスト上昇分を補填し、10-12月期の実質的な飼料コストを7-9月期と同水準にする**。また、輸入粗飼料等の高騰の影響を受けている**酪農経営**について、**コスト上昇分の一部を補填**。

### （3）化学肥料の価格高騰対策

- 7月29日に予備費を788億円措置し、化学肥料2割低減の取組を行う農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する仕組みを創設。今年の秋肥にも対応できるよう、6月に遡って支援。

### （4）食品ロス削減の抜本的な強化

- 厳しい納品期限の**商慣習の見直し**や**情報開示の拡充**について、食品企業等の経営層に要請し、**食品ロス削減に向けた取組を強化**。
- それでも発生する賞味期限内食品のフードバンク等への寄付が進むよう、**官民協働でネットワークを構築**し、生活困窮者支援にも貢献。

## 2. エネルギー

### （1）燃料油価格の激変緩和事業

- 1.9兆円の激変緩和事業によって燃料油元売りに補助金を支給し、燃料油の急激な価格上昇を抑制してきたところ、新たに**予備費を措置し**、足元の原油価格の水準を踏まえつつ、**本年末までガソリン価格等の抑制を継続**する。補助上限のあり方については、原油価格の動向を見極めながら引き続き検討する。

### （2）業種別の原油価格高騰対策

- タクシー事業者へのLPガス価格高騰の負担軽減支援について、**予備費を措置し、引き続き年内実施**。
- 漁業者に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業を通じ、燃油等価格上昇に対する補填金を交付（4-6月期の補填金単価は48.39円/L）。
- 施設園芸事業者等に対して、燃油価格上昇に対する補填金について、発動基準価格比で最大170%相当までの高騰に対応。

### (3) エネルギー供給の安定化

- 原子力発電所について、この冬には再稼働済み10基のうち最大9基の稼働を確保できるよう取り組む。加えて、設置変更許可済みの原発再稼働に向け、国が前面に立って対応する。
- 今冬に向けて、休止中の電源含めた電源の追加公募や稼働加速。不測の事態に備えた追加的な燃料調達を実施。あわせて事業者間のLNG融通枠組の創設、アジアLNGセキュリティ強化策を推進。
- 電力需給ひっ迫と電気料金高騰の両方に対応する枠組みとして、電力会社の節電プログラム登録にポイントを付与。

## 3. 地域の実情に応じた生活者・事業者支援

### (1) 地方創生臨時交付金

- 「原油価格・物価高騰対応分(※)」について7月時点で約6800億円（うち原油価格・物価高騰対応の事業は約6,000億円）の申請。申請された事業について、既に7割以上が着手され、9月中には9割以上が着手見込み。 (※)地方公共団体に通知済の交付限度額は8,000億円
- 地方創生臨時交付金について、予備費を措置しつつ既存予算も活用して6000億円規模の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を新たに創設。電力・ガス・食料品等の価格高騰への対応により重点的に活用されるよう、効果的と考えられる推奨事業メニュー（物価高騰に伴う生活者支援・中小企業・医療機関等支援）を地方自治体に提示。

## 4. 低所得世帯に対する電力・ガス・食料品等の価格高騰を踏まえた支援

### (1) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

- 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、予備費を措置し、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を新たに創設し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

## 5. 価格転嫁対策・賃上げ支援

### (1) 価格転嫁対策の強化

- 9月の価格交渉促進月間に際して、全国約1,600の業界団体に周知文書を送付するとともに、総理及び経済産業大臣のメッセージを公表。9月下旬からは下請事業者15万社に対して価格交渉や価格転嫁の状況に関するフォローアップ調査を実施（下請Gメンによるヒアリングを含む）し、その結果に基づき、親事業者の代表者に指導・助言を行うことで、トップから現場までの意識を変え、価格交渉と価格転嫁の取引慣行を根づかせていく。
- 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する約10万件の緊急調査を実施し、年内目途に取りまとめるとともに、下請法上の立入調査の対象を重点化する等、法執行を強化。さらに、事業者団体に法遵守状況の自主点検を行うよう要請し、事業者の自主的な改善につなげる。

### (2) 最低賃金引上げを踏まえた事業者支援の強化

- 過去最大の最低賃金引上げ等を踏まえ、事業場内で最も低い賃金を引き上げる事業者を支援する「業務改善助成金」を拡充するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を支援する「事業再構築補助金（最低賃金枠）」の補助要件を緩和。

事務連絡  
令和4年9月9日各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について

令和4年8月15日の第3回物価・賃金・生活総合対策本部において、総理から「地方創生臨時交付金を増額する（中略）物価高騰対応により重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化してください」との指示があり、本日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、追加策の一つとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設することが示されたところです。

当該交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとしており、推奨事業メニューを提示しております。

概要については別添のとおりであり、関連する改正版の制度要綱等の詳細については、近日中に別途通知します。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いたします。

## &lt;関係資料一覧&gt;

別添 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化）

(照会先)

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村・  
反町・上坂

直通 03 (5501) 1752

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額:6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円+既定予算2,000億円)
- 交付対象:都道府県及び市町村
- 対象事業:エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</p>

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- 算定方法:人口や物価上昇率等を基礎として算定

## 生活者支援

### ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(仮称)として、1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付。

### ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

### ③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

### ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

## 事業者支援

### ⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

### ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援

### ⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・賃上げ環境の整備などの支援

### ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあっての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 20 日

各都道府県

財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の取扱い等について」（令和 4 年 9 月 14 日付け事務連絡）においてお知らせしたところです。

本日付で令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、臨時交付金に 4,000 億円の増額が措置されました。当該 4,000 億円及び令和 4 年 4 月 28 日付で閣議決定された令和 4 年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費 8,000 億円のうち留保している 2,000 億円の総額 6,000 億円について、重点交付金として交付することとします。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和 2 年 5 月 1 日付通知。以下「制度要綱」という。）について所要の改正を行うとともに、重点交付金の交付限度額について下記のとおり定めました。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

1. 交付限度額について

重点交付金に係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙 1 の 6 ア及びイの算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分  $\alpha = 1.044592389$   
 $\gamma = 1.042339952$
- ・市町村分  $\alpha = 1.004863228$   
 $\gamma = 1.001621677$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの重点交付金に係る交付限度額は別途通知します。

## 2. 実施計画等について

9月14日付事務連絡において、暫定版として送付した実施計画等について、今般の予備費の閣議決定を踏まえ、正式版として、お送りします。

第2回提出時までには提出された実施計画の内容を新様式に転記した上で、地方公共団体に後日送付しますので、第3回提出時は、送付された新様式を元にし、必要事項の追記・変更をお願いします。

### <関係資料一覧>

- 別紙1 令和4年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙2 令和4年度実施計画（通常分・重点交付金分）様式、チェックリスト、基金調べ
- 別紙3 令和4年度実施計画（通常分・重点交付金分）記入要領
- 別添1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（改正後）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（新旧対照）
- 別添3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「重点交付金」Q&A（第1版）

（照会先）

内閣府地方創生推進室

臨時交付金担当 畑・中井・仙田・寺田・窪田・中村  
反町・上坂

直通 03 (5501) 1752

メール [e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp](mailto:e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp)

# 令和4年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール

別紙1

## 地方単独事業分

(本省繰越分約8,121億円)

## 原油価格・物価高騰 対応分

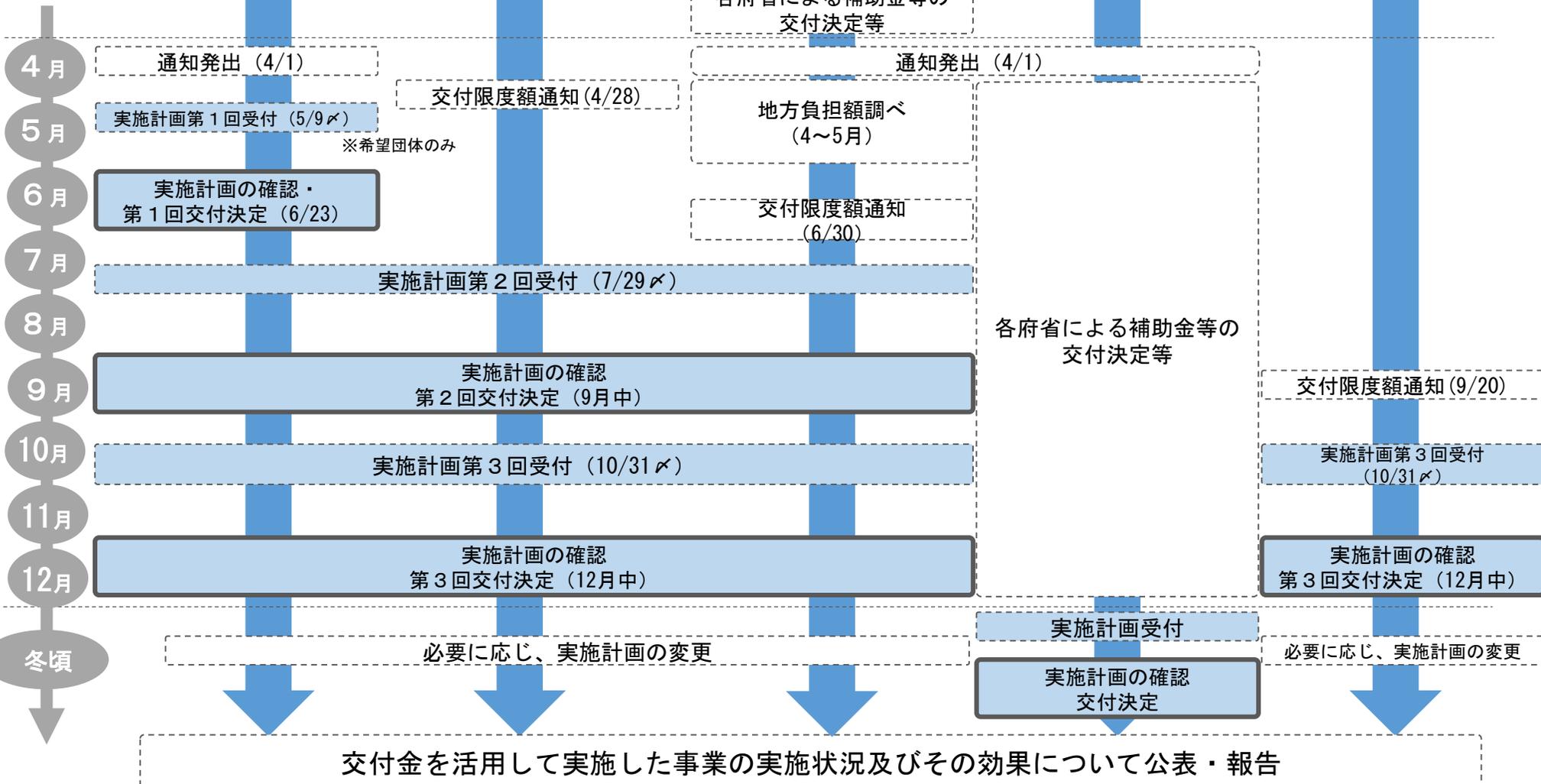
(8,000億円)

## 国庫補助事業の地方負担分

① (令和4年1月～3月分) ② (令和4年4月以降分)

## 電力・ガス・食料品等価格 高騰重点支援地方交付金

(6,000億円)



〔注〕実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

# 令和4年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール

## 協力要請推進枠等分

## 検査促進枠分

4月  
5月  
6月  
7月  
8月  
9月  
10月  
11月  
12月

通知発出 (4/1)

通知発出 (4/1)

限度額算定基礎  
資料受付 (5/13)

限度額算定基礎  
資料受付 (5/13)

限度額通知

限度額通知

実施計画受付 (5/26)

実施計画受付 (5/26)

実施計画の確認・  
交付決定 (6/23)

実施計画の確認・  
交付決定 (6/23)

限度額算定基礎  
資料受付 (8/3)

限度額算定基礎  
資料受付 (8/3)

限度額通知

限度額通知

実施計画受付 (8/22)

実施計画受付 (8/22)

実施計画の確認・  
交付決定 (9月下旬)

実施計画の確認・  
交付決定 (9月下旬)

通知発出 (9/14)

通知発出 (9/14)

限度額算定基礎  
資料受付 (11/7)

限度額算定基礎  
資料受付 (11/7)

限度額通知

限度額通知

実施計画受付 (11/21)

実施計画受付 (11/21)

実施計画の確認・  
交付決定 (12月下旬)

実施計画の確認・  
交付決定 (12月下旬)

交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告